

コラム

## RIEB ニュースレター No.176 2017 年 7 月号

## 教育についての経験

神戸大学 経済経営研究所 特命助教 渡辺 寛之

20年も前のことになる。私は中学3年生の時に校則見直し委員会(以下委員会)という会議にクラスの代表として参加した。当時私は関東平野の北のどん詰まりに住んでいて、そこは保守的な土地と言えないこともなく、そのせいか当時としても校則は比較的厳しかったように思う。私が入学する5年程前までは男子は坊主刈り以外の髪型を許されていなかった。幸い私が入学したときには男子はスポーツ刈りが許されたものの、女子は依然として前髪の長さ、スカートの長さが厳しく規制されていたと記憶している。夏祭りの日は日が暮れてくると教員が生活指導のために会場に赴いた。平日の放課後や土日、夏休みに行われる部活動(吹奏楽部以外はすべて運動部である)にも全員が入部することとされ、3年間転部や退部は許されなかった。

私達を束縛する校則を少しでも緩和せねばという思いを懐きながら委員会に臨んだ。そこで私は制汗スプレーの使用を擁護すべく意見を述べたりした。当時制汗スプレーは普及がはじまったばかりだったので校則に記載されておらず、その使用が議題となったのである。委員会には教員と生徒だけでなく保護者も参加しており、保護者からは香料の入っている制汗スプレーはマーキング的行動につながるから許すべきでない等々の意見が出されたりした。

議事についてはさておき、私が意外に思ったのは学校側の姿勢であった。ルールを運用する側(教員)は、ルールを厳格化することによりルールを適用される側(生徒)の管理を容易に行いたいインセンティブがあるのだろうと中学3年生の私は想像していた。ところが実際は緩和も厳格化も行われず、なるべくルールを改定せず現状を維持するという姿勢で終始一貫していたように私の目には映った。このことを切掛に、ルールは運用する側のためにあるのではなく、適用される側のためにも存在するのかもしれないと思うようになった。ルールを厳格化することは、運用側の裁量を狭める側面もあり、適宜あいまいなルールを解釈して運用するほうが、運用側には都合のよい場合もあるのかもしれない。

それから 20 年経った今、私自身が教員となりある大学で講義を受け持っている。そこで私が注意しているのは次の 2 点である。まず学生に対して可能な限り事前に具体的なルールを提示することである。例えば平常点の付け方、レポートの評価方法、各課題がそれぞれ何点になるのか、講義中の私語やスマートフォンの利用、退席についての私の考え方を明確に述べて(紙に書いて配布して)おく。何らかの理由でルールに変更の必要が生

じた場合は学生と相談し、承認を求める。各学生が希望すると思われる最大公約数のようなところに新たなルールを設定すると速やかに承認された。2点目は教員が裁量的に判断しなければならない局面では、学生側が有利になるように努めるということである。例えば始業のチャイムが鳴り始めてからどのくらい時間が経過した時点で遅刻と見做すのか、グループディスカッションと私語の境界はどこか、完全にルールによって判断するのは難しく裁量的に決めなければいけない場面も存在する。そのような場面では極力学生が不利にならないように判断することにしている。

もちろん、ルールの運用に対するこのような姿勢は一般的には維持可能ではないかもしれない。適用を受ける側が、さらに有利になるような行動を仕掛けてくるかもしれないし、ルールの穴を見つけてくることもある。その結果講義の進行が妨げられる恐れもある。しかし、不思議な事に私の受け持つクラスではそのようなことは起こらず、むしろ学生たちは勤勉だった。学期末に学生たちが採点する講義評価アンケートでも、すべての項目で私のクラスの評価は大学の平均を上回っていた。課題の量や難易度に対する不満などは顕示されていたにも関わらずである。

このコラムを書くにあたり、研究所の他の先生の記事をチェックしてみたところ、図らずもこの講義の運営方法が西村 (2016) で示されている方法論と整合的であることを知った。今回の事例は西村 (2016) の有効性を示す一つの実証結果と考えることができるかもしれない。さらに優れた方法があるかもしれないので教員としての今後の研究課題としたい。

参考文献: 西村和雄 (2016) RIEB ニュースレター No.160

http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/newsletter/column/pdf/column160.pdf